

# 冤罪とコミュニケーション構造

神 武 庸 四 郎

## I 序論——問題の所在と限定——

周知のように、統計学では或る仮説  $H$  と対立仮説  $A$  とが設定されて、 $H$  が正しいときに  $H$  を棄却する誤りは第 1 種の過誤、 $A$  が正しい ( $H$  が正しいとはいえない) のに  $H$  を採択する誤りは第 2 種の過誤とよばれている。この用語に対応させて、或る犯罪行為、その最も明瞭な事例として殺人を考えよう。仮説  $H$  は容疑者 (被告) が殺人を犯したという形で表現されよう。このばあい、容疑者は殺人を実行しているのに「殺人を犯したとはいえない」という判決の下される事態が第 1 種の過誤に相当し、第 2 種の過誤に対応するのが無実の罪、つまり冤罪である。しかし、統計的仮説検定の想定する集合 (標本空間) を殺人罪の「構成要件 (Tatbestand)」集合と過度に類比させることは許されないから、これらの過誤に対しても別の名称をつける必要があろう。

さて、「構成要件」集合、すなわち当面の想定のもとでは殺人という行為は「構造のはいった集合」、あるいは端的に構造である。したがってその諸要素は相互に或る関係によって結びついている (独立ではない) と見なされる。しかもこの関係による要素結合の結果は或る理念像を形成するはずである。それは日本の裁判制度のもとでは「心証形成」に相当するであろう。数学的にいえば、殺人行為という現実的諸要素の集合と「構成要件」集合とに対して、証拠等の「証明力」についての裁判官の「合理的判断」を通じた「一対一の対応」がつけられる、あるいは「同型」である、と判定されるわけである。そこで 2 種の過誤があらためて区別されうることになる。第一は、「心証形成」によって二つの集合の間に

「対応」がつけられないと判断される過誤、いわば「分離の過誤」である。それは殺人犯に対して無罪の判決が下されるケースである(本稿の最後でふたたびこの問題に立ち戻るであろう)。第二は異質の集合間に「対応」がつけられてしまう(いわゆる「構成要件該当性」が認められる)過誤、すなわち「対応の過誤」である。このばあいには無実の被告に対して有罪判決が下されることになる。当然のことながら、冤罪は「対応の過誤」から生ずる。

さしあたり「対応の過誤」に話題を限定しよう。殺人事件のようなばあい、すなわち殺人が現実に行われたか否かが争点となるばあい、現実の刑法制度において「対応の過誤」は、相対的な意味でかなり起こりにくくなっている。というのは、この種の「過誤」が生じないような原則、とりわけ「疑わしきは罰せず」といった原則が強く打ち出されているからである。その結果、当然のことながら「分離の過誤」のほうが生じやすくなる。ことに死刑を容認する体制のもとではこのバイアスは合理的な根拠をもっていると思われる。

ところで、殺人事件のように限定された「一意的な」被害者の存在するケースを除外すると、「対応の過誤」は往々にして複合化するであろう。すなわち、被害者ないし原告が特定の犯罪行為にかんして被害を受けていないのに被害を受けたと「思念する」過誤が生じうる。たとえば、痴漢とかセクハラといった行為は「構成要件」集合が明確に規定されがたいために、被疑者は二重の過誤によって、むしろ法律の圏外で「無実の」社会的制裁を受ける可能性が出てくる。この可能性に対していかなる法律論的な施策を講ずるべきかという問題は法律家に任せるとして、当面の課題はコミュニケーション、すなわち人間相互の関係行為、という観点からこのような状況の発生する社会の特質および人間関係の構造を解明することにある。しかも、それをひとまず日本社会固有の特徴に関連づけて考察した上で、さらに一般化を進め、人間相互の日常的なコミュニケーションの普遍的な構造的特質を根源的に規定しようというのが本稿の眼目である。したがって、生命体全般を対象として情報理論的かつシステム論的にコミュニケーション理論を展開することはここでの関心事とはなりえない<sup>1)</sup>。

## II 「即自的社会」の概念

まず、「近代」日本社会の特質について透徹した分析を試みた社会学者丸山眞男の議論をとりあげよう。彼の名声を一躍高めることとなった論文「超国家主義の論理と心理」のなかにつぎのような一節がある。

「国家主権が倫理性と実力性の究極的源泉であり両者の即自的統一である処では、倫理の内面化が行われぬために、それは絶えず権力化への衝動をもっている。<sup>2)</sup>」

このばあいの「即自的統一」というのは、実際には日本社会のいろいろな部面に現れている。ヨーロッパの尺度に基づく「近代国家」という範型が現実的要請に対応することなく導入された日本のような社会では、「近代国家」という概念の構成要素のあいだに想定されるべき関係はしばしば度外視され、諸要素だけは孤立分散的に (an sich) 或る位置をしめているという状況が発生する。「近代社会」についても同様である。このように諸要素の構造化されない「国家」なり「社会」なりは恐ろしく擬似的・欺瞞的な性質をおびるので、忌まわしい形容詞を付して「即自的国家」あるいは「即自的社会」とよばなくてはならない。そこにはさまざまな病理現象が発症するが、ここでは、とりわけ社会科学においてよく問題化される観点、すなわち、自然法と実定法との比較という観点から「即自的社会」の特徴を検討してみよう<sup>3)</sup>。

周知のように、自然法は慣習法がキリスト教的な神の秩序として「合理化」された所産である。その本来的な意味を第二次世界大戦前の日本社会に適用すれば、全的「家」の正統性を体現する「現人神」としての天皇を中心に据えた円環秩序が「自然法」をなしている。そこからは人間の内面を規定する価値だけでなく「世俗的」法秩序一般が「流出」してくること、したがって近代ヨーロッパ的な法実証主義の存立する基盤が形成されえないことは丸山眞男の明らかにした通りである。このような意味で一元化された「自然法」社会が戦前社会にほかならな

い、それでは戦後の日本社会はどうであろうか。

戦後にはまったく対照的な「一元化」が進んだと考えられる。戦後になったからといって天皇制はもちろんすべて廃棄されたわけではなく、「象徴天皇制」という形で実定法秩序の起点に(日本国憲法第1章に)位置づけられた。それが天皇制のメンタリテを残すことに一役も二役も買っていることはいうまでもない。

あの『風流夢譚』事件や三島由紀夫事件の底流には、「戦前天皇制」への憧憬が明確な形で現れていたように見える。しかし「新憲法」のもとで戦前の天皇制は実質的に崩壊した。それと同時に戦前の「自然法」社会もスクラップ化されたのである。その同じ基盤のうえに一元的な「実定法」社会が成立した。自然法を基盤として自覚的な社会的行動規範として実定法秩序が形成されるのではなくて、いわば大義名分として「実定法秩序」が祭り上げられるばかりで実効性の伴わない法規マニュアル(「である」規範)だけが一人歩きしている社会、それがここでいう「実定法」社会である。この社会の中心には人口密集都市、とりわけ「東京」が位置している。そこに近づけば近づくほどコミュニケーションは希薄になり、慣習的な「自然」のなかに育まれる社会関係は喪失される。「出稼ぎ」や「集団就職」によって「地方」から都会に出てきた人間たちはこの「先進的」社会の掟に色濃く染められてしまう。そこに成立した「実定法」社会とはなんであろうか。

日本には自然法という思想そのものが自覚的にはほとんど現実的な基礎をもっていなかった。それは日本社会の中心部にも多数の日本人のなかにも、それこそ「自然に」育まれることはなかった。その意味ではヨーロッパにおける宗教的権威と世俗的権力との早熟的分離はきわめて特異な現象であったのかもしれない。そこから自然法と実定法との区別もおのずから明確化されてきたわけである。自然法は人間の内面的生活、したがってそれに規定される限りでの日常生活から生成してくるものであるから、局所的に形成される社会関係をめきにして自然法の成立は可能ではなからう。もちろん日本においても、その内容的構造を度外視するならば、さまざまな地方に固有の自然法の成立基盤は散在していた。このことは柳田国男に代表される民俗学者によって掘り起こされている通りである。いわ

ゆる「常民」社会には固有の自然法が広範に成立していたと考えてよからう。しかしその種の社会は日本においては常に「局所化」されてしまっている。「近代」からは最も隔たった場所として「差別」されてきたのである。したがって、そこに萌芽として残っていた固有の自然法秩序は「都会」への接近によって希薄化されてしまう。そうした局所的コミュニケーションの基盤は消え去る運命にあるといえるかもしれない。

それではこの社会の中心部、「都会」とその近郊ではどうであろうか。おそらく、一元的な「実定法」社会が存立してきたと見て大過あるまい。人間相互の直接的なコミュニケーションが欠落し、「媒介された」社会関係だけが支配的になっている。そこにあるのは「実定法秩序」だけである。他方、直接的なコミュニケーションは暴力行為と性的関係のみである。自然の社会関係によって陶冶されない人間は動物以下の、制御されない衝動のままに生きるほかなくなる。たとえば、歩いていてたまたま肩が触れたとき、そこでは殴り合いが起これり傷害事件が発生するというのは当たり前である。とか、恋愛関係はセックス関係に置き換えられるばかりで、それ以外にいかなる意味も与えられない、といった殺伐とした状況が現出することになる。こうした事態は言語による直接のコミュニケーションが成立しえないところでは確実に発生するであろう。「実定法秩序」だけが一元的に支配する社会の最も「先進的」な型を日本社会は示しはじめたようである。それは一元的な「自然法」社会の裏返し、あるいは「同類」である。

### Ⅲ 人間関係の構造

ここまでは日本社会の特質に照らして「過誤」の可能性の背景をいわばマクロ的に概観してきたが、それをさらに構成要素にまでさかのぼって検討すると、どのようなことが問題となってくるであろうか。結論を先取りしていえば、そこには構造分析とよぶことのできるような普遍的方法に内在する陥穽が現れてくるのである。この点をつぎに検討してみることにしよう。

一般に「構成的」な構造を携えて現実の構造を分析するばあい、われわれはいつでも重大な陥穽に嵌まりこむ可能性に付きまわっている。もちろん、或る構

造を抽出するばあい、たとえばブルバキが『数学原論』の序言で強調しているような、リー代数や位相的図形などに共通する或る構造を「分類」基準とする手続きはまったく正当であると見なされるだろう<sup>4)</sup>。むしろ、このケースは構造概念の積極的利用が推奨されるべきものである。問題は類似の構造を比較するばあいに生ずる。

たとえば、いわゆる「男女雇用機会均等法」——正確には、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」であるが、以下では「均等法」と略称する——の構造と雇用条件のそれとを比較するばあいを考えよう。仮に或る雇用者が被雇用者に対して雇用契約の遵守を厳格に求め、ある種の社会的基準からすれば過度の業務命令をおこなったとしよう。この行為は、たとえば労働基準法といった法令に抵触する可能性があるかもしれない。そのとき、雇用者の行為が労働基準法に違反するという認定がおこなわれたとすれば、それは「違反」と見なされる諸行為を要素とする或る集合、その意味で構造をもつ「法規集合」と、雇用者の諸行為の集合（「元集合」とよぼう）とのあいだに数学的な意味で形式的な「対応」がつけられた結果であると考えられる。この「対応」は、違反行為の構成要件集合として「法規集合」を想定する刑法上通例となっている手続きであろう。問題はこの手続きの形式性にある。すなわち、「対応」させられる要素は構成要件「該当性」を立証する形式であるから、その「対応」にいちいち「意味づけ」がおこなわれるわけではない。いま、たとえば上記の「対応」が真実に近い状況を反映していると仮定しよう。このとき、「元集合」に対する「法規集合」として「均等法」を持ち出してくることもできる。命令権を行使した雇用者が男であり被傭者が女であるとすれば、この置き換えによって「対応」の形式は変化しないだろう。また、問題となる業務命令を構成する諸要素を「セクシャルハラスメント」という基準に還元して読み替えても条件に変化はない。その結果、「元集合」と「均等法」21条に原理的に規定された「セクシャルハラスメント」の構成要件集合との「対応」が形式的に確認されることにもなる。この「対応」形式が、たとえば裁判官の「心証」によって「意味づけ」されると、当該雇用者の行為は「均等法」21条に抵触する不法行為であるという具

合になる<sup>5)</sup>。このような「対応」の過誤はなぜ生ずるのだろうか。この問いに一義的な解答を与えるのは難しいが、少なくともそれが法的構造に限られない広範な諸構造の形式的な、その意味でシタクスの「対応」のおこなわれる多様な事例に共通する問題であることは確かであろう。とくに社会的な諸関係からなる構造が対象とされるばあい、この種の過誤、いわば「没意味対応」の過誤は頻繁に生じうるし、なかば不可避的な現象でもありうる。いくぶん特異な視点から同じ構造を捉えなおすならば、「入射光線から分たれた二つの成分のどちらへも、部分的に入って行く」光子の挙動にかんする「アリバイ」の認定をめぐって物理学者朝永振一郎が夢想した「光子の裁判<sup>6)</sup>」はある意味で「冤罪の構造」の分析に類推適用できるかもしれない。というのは、あらゆる社会現象にかかわる人間の行動経路を時間と空間の確定した座標で常に確定できるだけの確実な証拠がいつでも用意されているとはかぎらないからである。いい換えると、人間の置かれている——ばあいによっては社会的でないかもしれない——「状態」は必ずしも「経路」という属性を具えてはいないからである。そこでつぎに、このように普遍化された「冤罪の構造」の帰結として「没意味対応」とコミュニケーションとの関連を簡単にまとめて、そこから導かれる論点を一応明らかにしておこう。

結論的にいえば、「没意味対応」を回避する一般的な方法は存在しないのではなかろうかと、私は思う。むしろ個別的なケースごとに「対症療法」が講じられなくてはならないだろう。とりわけ肝要なのは当事者間の直接的なコミュニケーションである。「直接的」という意味のドイツ語は *unmittelbar* であるが、まさに *Mittel* を差し挟まない、自由で開放的なコミュニケーションが必要になる。さもないと、人間相互の関係がすべて、たとえば訴える者と訴えられる者との関係あるいは騙される者と騙す者との関係に置き換えられ、お互いに他人を不信の眼差しで見る関係だけが前面に出てきて、迂闊に冗談もいえない社会が生成してくるだろう。まさに「人を見たら泥棒と思え」といった社会の出現である。人間はだれしも自分本位で、平気で嘘をつく、死者までが嘘をつく、という芥川龍之介の『藪の中』の世界は決して大げさな虚構ではない。

ところで、社会的関係が希薄になればコミュニケーションの直接性も喪失され

ていくことになるが、その結果、法秩序にも重大な変化が生じうる。法秩序を本来的に規定してきた自然法秩序は崩れ、人間相互の関係行為から切り離された「実定法秩序」だけが前面に出てきて「自律的」運動をはじめ法秩序の存在形式を代表するようになるであろう。人間相互の機械的関係と「実定法秩序」とが対応するだけで、人間本来の社会関係は「不必要」になってしまうのである。機械相互の調整不良とそれを修理する操作マニュアルだけしかない「社会」が出現する。他方、ひとたび失われたコミュニケーションはなかなか元には戻らない。その結果、コミュニケーション喪失の不可逆的連鎖が拡大する。こうした状況が「現代社会」の縮図といえなくもない。しかし、ひるがえって個人の側からこの同じ状況を捉えたと、どのような問題が出てくるであろうか。それが次項の課題である。

#### IV ディスココミュニケーションと「孤人」

個人の立場から見て、とりわけ注目されなくてはならないのは、社会的関係の希薄化がコミュニケーションの直接性を奪うという命題の逆が成立するということである。すなわち、個人が冤罪から身を守ろうとすればコミュニケーションを否定するにしくはない。それは個人的ディスコミュニケーションとよばれるであろう。できるだけみずからを社会から孤立させておくことが個々の人間にとっていろいろな社会的組織からの「干渉」に対抗しうる手段となる。個人はいわば「孤立する自由」に最高の「社会的」(!) 価値を付与せざるをえないのである。しかし、社会を構成する諸個人はこうした行為規範を遵守できるだろうか。否である。すくなくとも、それが可能な個人は社会的に「異端」となるほかはない。なぜであろうか。その理由をつぎに示そう。

一口に社会といっても、いろいろな社会がある。最も小さな社会としての家族から「国際社会」——そういうものがあると仮定したうえで——まで実にさまざまな諸社会が存在している。これらの社会は、たとえば家族から地域社会をへて国という社会にいたるまで包含関係によって順序づけられているばあいもあるし、会社とか学校のように並立しているばあいもある。いずれにしてもこれらの社会



は或る制度的な裏付けをもっている。もともとは人間生活の自然的要求から発生してきたにすぎない社会集団に対して、たとえば市町村という形で法律的な制度化がなされる。昔のイングランドにおけるように、株式仲買人の集まる喫茶店が証券取引所という経済制度になるばあいもある。とにかく、いわゆる「近代」社会はいろいろな社会を制度化してきたのである。だから或る世代以降の人間にとって社会は形式的にすでに与えられたものである。

ところで、こうした制度化の進展のなかで人間のあり方に或る根本的なマイナスの影響を及ぼしてきた制度がある。それは制度化されたコミュニケーションあるいはマスメディアである。それによって人間はいわば改造されてしまった。通常、どんな人間でも幼児期には社会の一員として身につけるべき資質を学習する。その最も重要な補助者となるべき存在が親である。親は子供が社会的に生活していくばあいの基本的な知識や行動原則を教える。それがシツケであろう。人間を機械に置き換えてみれば、シツケというのは機械のなかにフィードバック装置を組み込むことである。それを機能させることによって、機械が「学習する機械」となりうることを指摘したのは数学者ノーバート・ウィーナーであった<sup>7)</sup>。彼はサイバネティクスという「普遍的」科学を構築するなかでこのことを明らかにしている。人間もまた社会的人間となるためには「学習する機械」にならなくてはならない。それを手助けするのは親であり、さらに地域社会あるいは学校である。その意味で人間はまず社会的な「学習する機械」になるための教育を社会を通じて受けるわけである。この筋道は根本的である。なぜならば、この過程を経過しない人間は著しく社会性を喪失してしまうからである。そこでつぎに、このような「正常」経路が途絶しているばあいを考えよう。親がシツケの意味を一向に理解していないケースも想定される。このときには、まず教育の基本的内容が与えられないから、「学習する機械」としての性能すら覚束ないことになる。フィードバック装置のうまく働かない機械というのは危険きわまりない。ひとつ操作を誤ると、とりかえしのつかない状況が生ずる。そこにマスメディアの果たすマイナスの「教育効果」が発揮されることになる。教育の十分でない児童であっても、マスメディアの発達した今日では外生的なかたちで実に多くの雑多な

情報だけは自由に獲得できる。それらの情報は知識の土台となり児童の行動原則を形成する。しかしそこには、自らの本能にしたがった欲望に順応する選択しかないであろう。自分の気に入らない情報に対してはスイッチ・オフによって無視すればよい。入力を選択があるだけでフィードバックのない機械として子供の知性と行動が動かされるとき、恐るべきことがいくらかでも起こるだろう。自分の行動を規制する者に対しては攻撃を仕掛け、自分の欲望にとって無用の知識にはなんの関心も示さない。また、この攻撃は自己の知性を最大限活用して実行されるから、「恐ろしく合理的な」極限的行動が単純な理由から遂行される。たとえば、計画的な殺人という行為がなんの反省も抑制もなくおこなわれるであろう。ここからは「鬼が逃げ出す」ほどの凶行がいとも簡単に実現されるのである。このようにして「成長」してきた人間は「近代的」な個人などという「理念像」とは似ても似つかない存在である。そこに生成してくる存在は幼児性と合理性の同居した「孤人 (isolated individual, Einzelmensch)<sup>8)</sup>」である。そしてこのように規定された「孤人」こそが、こんどは「現代社会」のモデルを構成することになる。

いろいろなタイプの「孤人」が集まってできあがっている諸社会の集合を、私は「ディスクリート社会」とよぶことにしよう。それは、数学者がディスクリート (discrete) という言葉を用いるばあいのイメージを借用した名称である。ディスクリートは離散的とか分離的とか訳されるであろう。たとえば離散変数とか分離空間とかいうたぐいのイメージである。要するに、共通部分をもたずに離れ離れになっている状況を表現するためにディスクリートという英語を利用しようというわけである。もちろん、命名することだけが目的ではなく、そうした特徴づけの可能な社会のもっている危うさを問題化しようというのが当面のねらいなのである。そして、そのばあいのキー概念が「孤人」である。「孤人」の多様な結びつきは「ディスクリート社会」の形成を促し、社会がそうした性格を顕著にもつようになったとき社会的危機が訪れる。その危機は累積的に進行するから、ひとたび現実化したのちには取り返しのできない災厄をもたらすであろう。というのは「ディスクリート社会」と化した社会は定型化した自律的な運動を繰り返

すばかりで、容易には元の状態へ戻ることができないからである。そして、このばあいの自律的な運動に対して起動力を与えるのは諸個人相互間にいわば「近接作用」を働かせる一種の「場」である。前項で問題とした「構成要件」集合は法律システムに媒介されてその種の「場」を創出する。社会を「法治国家」と見立て、もっぱらその観点に基づいて社会を把握したとき、その内部に生活する「われわれ」はすべての社会的行為に対してそれが「有罪」か「無罪」かを立証する責任を負わざるをえなくなる。そうした負荷の担い手として「われわれ」は存在を「許される」わけである。まさしく電荷と同様の存在形式を「われわれ」は強いられるのであって、その結果電場ならぬ「娑婆」が「われわれ」の存在を逐一制約することになる。

さて、思考モデルを想定したいくぶん観念的な議論から話をふたたび現実に戻そう。

## V メタコミュニケーションの可能性

すでに明らかとなったように、「ディスクリート社会」におけるコミュニケーションのありかたは至るところで途切れている。それは既述の個人的ディスコミュニケーションという状況の日常化を意味している。社会関係を意識しない「孤人」は社会的なコミュニケーションに対して常に受動的である。受動的コミュニケーションは出力への反応としてしか現れることができないから、それだけでは必然的に個人的ディスコミュニケーションの状況が一般化してしまう。しかし、それと並行してディスコミュニケーションの方向が組織から個人へと回帰する可能性もでてくる。すなわち、組織が個人を排除するという形のディスコミュニケーションがそれであり、その最も愚劣な形態は「粛清」である。この点をいまいし整理して敷衍しておこう。

共通部分をもたない二つの集団 A と B に所属する個人 a と b がなんらかの関係——友人関係や恋愛関係（『ロミオとジュリエット』）や血縁関係など——で結びついたとき、個人的関係はすべて集団間の関係に還元され、それが不可能なばあいには個人的関係は否定される。これが集団の「力学」の基本的な作用である。

もしbがいかなる集団にも属していないとすれば、bはAとの関係が存在しないかぎりaと個人的に関係することができないのである。要するに、個人間にいかなるコミュニケーションが成り立とうとも、集団相互間ないし集団と個人の間にコミュニケーションが存在しなければ前者のコミュニケーションは排除される。あるいは、もし個人間のコミュニケーションを確保するためにaがAから離脱する(Aを規定する関係から「自由に」なる)とすれば、集団はaとのコミュニケーションを完全に否定しようとするだろう。コミュニケーションのこうした二種類の否定形態は組織的ディスコミュニケーション(organizational discommunication)と名づけられる。そしてこの現象はしばしば「疎外態」として生起する社会関係のなかに出現することになる。通常この種のディスコミュニケーションは、たとえば「除名」といった形で「穏便に」強行されるが、時として「肅清」や「組織防衛」という名目の殺人行為を誘発する。ドストエフスキーがいわゆる「ネチャーエフ事件」を題材にしてこの極限的ケースの可能性をみごとに抉りだしたことは周知の事実であろう。いうまでもなく、彼の思想小説『悪霊』がそれである。組織的ディスコミュニケーションの問題をこれ以上検討するためには別の分析視角を用意する必要があるが出てくるので、当面はその深層を暗示するにとどめよう<sup>9)</sup>。

ところで、コミュニケーションが能動的におこなわれるケースはむしろ偶発的であり意図的であるから、社会的な拡がりの少ない特定の入力が出現する可能性はますます高まる。特殊な命令があたかも普遍的意義をもつかのごとく入力されると、それが一元的に出力を規定するようになりうる。たとえば、偏った経済情報や特定の政治的判断が出力を支配してしまうのである。その結果「孤人」たちは、あたかも既成事実であるかのごとく、与党の政策、官僚による事実の「合法的」解釈、一部のエコノミストの経済情勢に対する評価、マスメディアが選別して流す情報等々を鵜呑みにして、ほかの政策や解釈や評価や情報にはまったく無関心になってしまう。無関心の「対象」は少数派(マイノリティー)を形成する。マイノリティーがいかに発言し、どんな示威行動に乗り出そうとも、「ディスクリート社会」の多数派はそれを無視するばかりである。そこになんらかの「希

望」を見出すことができるだろうか。いいかえると、現実のコミュニケーションの状況に対して、あるいはそれへの反作用として生成するディスコミュニケーションの状況に対して、両者を超越することのできるような高次のコミュニケーション、いわばメタコミュニケーション (metacommunication) は可能であろうか<sup>10)</sup>。この問いかけに私は積極的に応えたいのだが、いまのところそれは不可能であるとしか答えられない。それが「現状」なのである。この「現状」は強靱な「生命力」を発揮しつづける可能性が高いのだが、それでもなおわれわれは諸個人が「孤人」的状況から脱却しうる可能性を信ずるほかはない。さもなければ、本来の意味での社会は消失してしまうであろうから。私にできるのは、丸山眞男の警句とも慨嘆ともつかぬ次の言葉を引用することだけかもしれない。彼はこういっている。すなわち「自己自身のなかで対話をもたぬ者がどうしてコミュニケーションによる進歩を信じられるのか。<sup>11)</sup>」と。

#### VI むすびに代えて——冤罪の対極にあるもの——

最後に、本稿の最初で保留しておいた問題について一応の論点整理をしておこう。それは冤罪の対極にある状況、つまり罪を犯しているのに被疑者の嘘によって無罪が成立する状況である。私はそれについてなんらかの法律論をここで展開しようとは思わない。むしろ、この論点に内在するもっと社会的な含意に触れておきたいのである。

特定の社会で善とされる行為と悪とされる行為を置換することを考えよう。当然ながらこの置き換えによってコミュニケーションを可能にする言語のセマンティクスを無矛盾な形で保持することは容易である。問題は、これまでの基準による善悪の逆転に人間が適応できるかどうかという点にある。虚言は善であり、詐欺は善であり、贈収賄も善である、とか、あるいはもっと日常的に他人の行動を邪魔するのは善であり、老人を冷遇することは善であり、電車に乗る順番を守らないことは善である等々の状況、さらに乗り物のなかで老人に席を譲ることは軽犯罪に相当する、などと警察官から注意を受ける状況を想像するだけでよい。ところで、こうした状況にかなり適応性のある人間が存在していることも確かだ

ある。社会の多数派がこの種の人間によって構成されるようになりさえすれば、この社会は上記のセマンティクスによって有効に機能するであろう。それではこうした方向をとるにはどのような「対策」が必要になるだろうか。

おそらく、もっとも有効な処方箋は人間を機械化することである。それは決してむずかしいことではない。というのは、幼児のころからこれまでと逆の善悪基準を——家庭や学校や社会における——教育(学習機械操作)によって習得させるならばウィナーのいう「学習する機械」としての人間の「本性」が活かされて、嘘をつくことになんの痛痒も感じない人間が「作られる」だろうからである。もちろん、カルト教団や「純粹の」独裁国家を除いて現実の「自由」社会ではこの種の人間は、かりに存在したとしてもなお「少数派」を形成しているにすぎない。しかし、この「平和的」状況を創出し持続させる社会的装置がうまく作動しているかどうかについて、自信をもつて的確な判断のできる人間はどれほどいるだろうか。大いに疑問である。

- 1) もちろん、この種のコミュニケーション理論の構築は重要な課題であり、すぐれた試みが数多く展開されている。たとえば、Anthony Wilden, *System and Structure: Essays in Communication and Exchange*, 2nd edition, New York, 1980, 参照。
- 2) 丸山眞男『(増補版)現代政治の思想と行動』(未来社, 1964年), 18頁。
- 3) ここで強調されるべきなのは法学的観点を含む社会科学的視座である。こうした見方を積極的に打ち出したのは経済学史家内田義彦であった。彼の著書『読書と社会科学』(岩波書店, 1985年)を参照のこと。
- 4) ブルバキはこういっている。すなわち「複合的な数学的存在を問題とするとき、公理的方法は諸属性を分解して少数の概念の周辺にそれらを再組織化すること、……(中略)……それらの属性が付帯する諸構造(structures)にしたがって分類することを可能にする。……(中略)……そのおかげで、球面の属性のうち、或るものは位相的、或るものは代数的、また或るものは微分幾何やリー群論に関するもの、と考えることができるのである」と(N. Bourbaki, *Eléments de mathématique*, Livre I, Théorie des ensembles, 1954, p.3)。
- 5) しかし、さらに問題なのは「素人」の「心証」が規定的役割を果たすばあいである。法廷ならぬ「擬似法廷」が裁判所以外の場所、たとえば大学に置かれ、大学教

員が「素人裁判官」となって「心証形成」がおこなわれるとき、事態はおそらく深刻化するだろう。制度化された裁判所はそれ自体として事件を構成する集合間の「対応」を判定するさいの有効性ないし真理性の拡大に繋がらう。「熟練度」を示すであろうか、「擬似法廷」ではそれが困難であるばかりか、収拾のつかない状況をも招きかねない。「専門家」への権限委譲と外部的統御システムの確立、これは分業の発達した社会の「掟」である。ちなみに、「取引所」の機能を円滑に進め一国の経済的「権力手段」を有効に働かせるには「専門家」の業務からの「素人」の排除と、他方では彼らの活動の監視とが「国家」の役割（政策）として肝要であると主張したのはマックス・ウェーバーである。Weber, *Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik*, Tübingen, 1924, SS.256-322, 参照。

- 6) 『朝永振一郎著作集』第8巻〔量子力学的世界像〕(みすず書房, 1982年), 所収。
- 7) Norbert Wiener, *Cybernetics*, 2nd ed., 1961, Chapter 9, 参照。ウィーナーは学習対象の事例としてノイマン流の「ゲーム」をあげている。彼の例証が示唆しているのは、ゲーム論的に構成されたマイクロ経済モデルに登場する人間は機械に置換できるということである！
- 8) このドイツ語はE. トレルチの造語である。Ernst Troeltsch, *Gesammelte Schriften*, Dritter Band, Tübingen, 1922, S.33, 参照。彼は究極的には本稿におけるのとおなじ意味合いでその言葉を使っている。というのは、彼にとって即自的な「個人」は「孤人」であり対自的な「孤人」は「個人」となるからである。
- 9) 「価値」の問題をどのように構造化するかという課題に取り組まないかぎり、ここから先に進むことはできない。本年12月号の『一橋論叢』に掲載予定の論文においてこの点は詳しく論じられるであろう。
- 10) 当然ながら、メタコミュニケーションを communication about communication として「公理」的に定義することも可能である。Wilden, *op.cit.*, p.204, 参照。しかしそのばあいには about にかんする「順序」構造あるいは階層構造がそれこそ公理的に規定されなくてはならないだろう。それだけではすまないかもしれない。ことによると、メタ論理的視座（たとえば、弁証法！）が要請される。そこまで念頭に置いたうえで本文の私の立場は解釈されるべきである。
- 11) 丸山眞男『自己内対話』(みすず書房, 1998年), 252頁。

(一橋大学大学院経済学研究科教授)